

[illegible]

市史編さんだより 第18号

発行 令和7年5月31日

《村絵図から》江戸時代の「三木陣屋」のすがた



左上写真 三木陣屋（推定）
右上写真 宝暦2年高木村井堰相論百間五寸之図（全体と拡大図）
左下写真 三木陣屋の建物を移築したと伝えられる正入寺旧庫裏（現存せず）（『三木市史』より）
中央下写真 三木陣屋の跡地（現三木市中央公民館）

「三木市有宝蔵文書」に「高木村井堰相論百間五寸之図」と題された大きな絵図があります（文書番号1590、『三木市有宝蔵文書』別巻地図収載）。この絵図は、美嚢川に掛けられた高木井堰の修築をめぐり三木町と高木村との間でおこった争論に関わって宝暦2年（1752）に作成されたものです。

この絵図の中央やや右寄り、美嚢川の川岸近くに三木町の町並みの建物よりはるかに大きな建造物が描かれているのが注目されます。この場所は、現在の三木市中央公民館付近に相当すると考えられます。ここには、戦前まで旧三樹小学校が建てられていましたが、さらにさかのぼる江戸時代には三木町を含む美嚢郡の村々を支配していた上野国館林藩（越智松平氏）の上方役所である「三木陣屋」があったとされてきました。しかし、役所の所在地を明記した文書が残されておらず、むしろ別の場所（現在の新町公民館付近）に「御陳屋」があったことを示す成

立年代未詳の絵図（宝蔵文書無番「播磨国三木町絵図」）があり、情報が混乱しているのが現状です。

今回紹介する絵図は、すでに知られていたものですが、まさに現在の中央公民館付近に相当する場所に、かなり大きな建物が描かれていることから、これこそが館林藩の三木陣屋（役所）の姿ではないかと考えられます。

図に描かれた建物は、^{ながやもん}長屋門らしき横に長い建物と^{ういしべい}築地塀に囲まれた数棟の建物群で構成されていたようです。主屋と目される建物は、茅葺き屋根の入母屋造りだったことがうかがわれます。注目すべきは、築地塀の外側に少し距離を置いて矢来で敷地を^{いり}囲っていることです。塀と矢来の間に堀があったかどうかまではわかりませんが、外部からの侵入を拒むかのような構造は、まさに武家の陣屋と呼ぶにふさわしいものといえるのではないのでしょうか。（木村）

交通アクセス 神鉄粟生線「三木上の丸」駅より徒歩5分

《市史の窓》三木市域の自治体広報紙と『志染月報』

自治体が刊行する広報紙には、行政の取り組みや経済動向の説明、諸団体の活動やイベントの紹介など、地域に関する様々な情報が掲載されています。これらは広報、公報、弘報と呼称は種々ありますが、いずれにせよ近現代史研究において基礎的な史料です。

三木市では1954年以來『広報みき』が刊行され、また旧吉川町でも1955年から2005年にかけて、『広報よかわ』が発行されていました。これらは現在の市史編さんでもよく活用されていますが、今回はさらにさかのぼり、旧志染村において刊行されていた『志染月報』をご紹介します。

『志染月報』は第6号から第56号まで、期間にして1949年9月から1954年6月までが残存しています。志染村と三木市の合併を機に終刊となり、最終号では村長の南野英磨が、2面にわたり合併の経緯や所感を寄稿しています。占領期から高度経済成長期直前まで、志染村や地域社会の動向に関する貴重な史料と言えます。

『志染月報』の刊行を巡っては、興味深い変遷が判明します。創刊時の経緯はわかりませんが、同紙はもともと「志染振興会」という団体が刊行していたようです。『志染月報』庶務』という史料によりまず、1949年9月ごろに発行体制の改革が議論され、編集委員には志染振興会員に加えて役場や村議会、農協の各職員、学校関係者や青年団、婦人会、文化

団体の代表者が携わるようになりました。村を挙げての取り組みとなったことがうかがえます。こうした新体制で刊行された第6号(1949年9月30日付)では、『志染月報』の意義を「村

民の良識を高め農村の民主化と農村文化経済の向上」にあると強調しています。志染村における戦後民主主義の熱量を感じとることが出来るでしょう。なお志染振興会についても不明点は多いですが、第13号(1950年4月15日付)に「四Hクラブ」(農業青年クラブ)へと改称する記事があり、有志の農村青年層が中核となっていた組織のようです。

『志染月報』の記事を見てみると、村の性格が紙面にも反映されていました。全体的に社会教育に関する記事が多く、また1面には村政や社会教育に関する南野村長の寄稿がしばしば掲載されています。たとえば第25号(1951年2月25日付)では、志染村における社会教育と生活改善運動の紹介や翌月の村民大会に言及しつつ、これらによる自己の改造がひいては村や敗戦国日本の新生につながると説いています。このほか小中学校の取り組みや青年団などの活動の紹介や、村民が投稿した文芸作品や論説も数多く掲載されており、戦前から社会運動や文化運動が盛んな志染村の特性が表れているようです。

このほか村の行財政についてはもちろんのこと、農業講座や月々の料理の献立など村民生活に沿った記事が紙面を埋めていました。また物資の統制解除やサンフランシスコ講和条約を記念した取り組みなど、時代背景をうかがえる記事が多数掲載されています。盛んな公民館活動や新生活運動、投票への熱心な呼びかけなども、この時代を象徴しています。

1950年代には美濃郡内諸町村において、自治体広報紙が次々と創刊されたことが確認出来ます。たとえば『弘報中吉川』はサンフランシスコ講和条約発効を機に創刊され、村誌編さんなど郷土建設に関する言及が多数見られます(1952年8月1日付)。また『奥吉川村弘報』は第3号から第38号(1952年6月から吉川町成立直前の1955年5月まで)が確認でき、この時期の農林畜産業の動向や地域社会の状況について多くの知見が得られます。

こうした旧町村の広報紙は、多部数刷られたものであっても破棄や劣化などでその多くが散逸し、今では貴重となっています。近現代史を研究する上で、印刷物であっても史料としての重要性は非常に大きなものです。編さん室では今後も史料調査とともに、様々な資史料の価値や保存についてアピールしていくつもりです。(吉田)



写真 『志染月報』No.53 (1954年1月20日発行)

市史編さん室が行う「調査」とは?～石造物調査 その1

はじめに 地域に残るさまざまな「文化遺産」の中で、もっとも身近なものは石を加工して造られたいわゆる「石造物」と呼ばれるものでしょう。市史編さん事業では、歴史や文化に関するさまざまな調査・研究を行っていますが、今回は石造物の調査についてご紹介します。

さまざまな石造物 ひと口に石造物といってもさまざまなものがあります。三木市民にとっては、三木城跡の伝天守台に建つ別所長治公辞世の句碑がもっとも知られた石造物といえるのではないのでしょうか。



写真 さまざまな石造物

一般的には、お寺に関係するものであれば、まず石造りの仏像が思い浮かびます。「石造りの仏像」といわれてもピンとこない方もいらっしゃるかもしれませんが、道端に祀られているお地蔵さんがその代表格でしょう。墓石はいうまでもありませんが、供養塔を含めるとその種類は多種多様です。また、石灯籠も忘れてはいけません。

神社に関するものといえば、まず鳥居があげられます。鳥居の左右にはやはり石灯籠が建立されている場合があります。鳥居をくぐり境内に入ると、小さな神社ですともう目の前に本殿があり、一對の狛犬が私たちの方を向いています。

公園や広場に行くと、何かを記念するモニュメントが建っていたり、児童公園にも公園の名前と完成した日を記したプレートを目にすることがあります。

さらに、お寺や神社といった特定の施設に入らなくとも、道をあっているだけで道しるべが建っていたり、小さな石祠や石堂が祀られてるのに出くわしたりします。

紙の資料がない場合でも、そうした石造品を調べて

いくことで、神社や寺院、特定の施設の歴史がわかったり、個人の業績や地域の歴史がわかったりすることがあるのです。

石造物の調査を始めるにあたって 市史編さん事業が平成26年度からスタートしましたが、その時にはすでに教育委員会の石造物調査ボランティアの方々がかなりの石造物について調査をされており、膨大な量の情報が個票にまとめられていました。事前の情報としてはずいぶんと助かりました。

しかし、いざ市史編さん事業が始まると、これまでの業績に感謝しつつもやはり自分たちの目でもう一度確認しないとはいけません。

個票に記された内容の確認もさることながら、なぜ、その石造物がそこに残されているのか、実際現地に行ってみて肌で感じることも大切なことです。また、周辺に未調査のものが眠っているかも知れません。読みにくい字の再確認も必要です。「現場百回(遍)」という言葉に胸に刻み現地調査に臨むこととしました。

また、調査に当たっては石造物の研究者である藤原良夫さんにご教示いただきました。

なお、調査に必要なグッズとしては、

- 1 ノート(調査票)
- 2 筆記用具(できれば三色のペンがあれば便利)
- 3 メジャー(2メートルくらいのもの)
- 4 参考資料(地図、干支と和暦・西



写真 藤原良夫さんと供養塔を調査する市史編さん事務局スタッフ



写真 石造物調査の必携アイテム

- 暦が対照できるものが便利、あとは石造物の図解など)
- 5 へらやほうき(ハンディタイプ)
- 6 懐中電灯(自然光ではわかりにくい銘文を読むのに便利)

などがあげられます。(次号へ続く)

(廣井)

編さん室トピックアップ

新三木市史第7巻「資料編 文化遺産」、地域編5「細川の歴史」の発刊

令和7年3月31日付で、新三木市史の配本10冊目・11冊目となる第7巻『資料編 文化遺産』、地域編5『細川の歴史』を発刊いたしました。

通史編は、『学術的水準の高い市史』というコンセプトのもと大学教員を中心とする専門研究者との連携により編さんが進められています。『資料編 文化遺産』は、全5章からなり、まず平面的な芸術作品を中心に上げた第1章「絵画・書・型紙」、次に立体的な文化遺産を取り上げた第2章「彫刻・梵鐘・石造物」、不動産の文化遺産を対象とする第3章「建造物・庭園」、主に無形の文化遺産を取り上げた第4章「民俗」という各分野毎に章構成したあと、一つの寺院の歴史と文

化遺産を総合的に捉えるという方針のもと、口吉川町の蓮花寺を取り上げた第5章「蓮花寺の文化遺産——人・もの・くらし——」を最後に配置しています。

また地域編は、『住民参加の自治体史編さん』というコンセプトを実現するため、本の制作全般にわたり、地域住民の方々にご参加いただいております。地域編としては8冊目の配本となる『細川の歴史』も、多くの地域住民の方々のご協力のもと完成いたしました。発刊にあたり、改めてお礼申し上げます。

通史編第7巻『資料編 文化遺産』（頒価3800円）

地域編5『細川の歴史』（頒価3000円）

新三木市史 既刊分も好評発売中！！

新三木市史は、既刊分（通史編2冊、地域編7冊）が好評販売中です。市史編さん室（郵送対応可）、みき歴史資料館、三木市観光協会、山田錦の館、市役所内売店たんぽぽ、三木市立中央図書館、細川町公民館（『細川の歴史』のみ）で販売しています。お問い合わせは、市史編さん室まで（連絡先は、下記奥付をご参照ください）。

〈既刊分〉

通史編

第4巻 資料編 古代・中世 ￥3800

第5巻 資料編 近世 ￥3800

地域編

1『三木の歴史』 ￥3800

3『別所の歴史』 ￥3000

4『志染の歴史』 ￥3000

6『口吉川の歴史』 ￥3000

7『緑が丘の歴史』 ￥2500

9『青山の歴史』 ￥2500

10『吉川の歴史』 ￥3500

（いずれも税込）



古い資料や写真を探しています！

皆さんのお近くにある古い記録類は、地域の歴史を語る大切な歴史遺産です。下記のような資料の情報をお持ちの方は、ぜひ市史編さん室までご一報ください！

◆くずし字で書かれた帳面や一枚ものの文書などの古文書◆明治・大正・昭和の古いノートや記録（日記・手紙など）◆三木市域の古い写真、絵画、映像など◆自治会などの団体、地域でのグループ活動などの記録や資料◆古いふすまや屏風（古文書が、下張りに使われていることがよくあります）etc.

市民ボランティア募集中！

市史編さん室では、市内の文献資料を記録に残す作業を行う市民ボランティアを募集しています。古文書が読めない方でも参加可能です。見学だけでも大歓迎です。詳しくは市史編さん室までご連絡ください。

◆開催日時：毎週水・木曜（どちらか1日の参加でもOK）13:00～15:00／場所：みき歴史資料館2階市史編さん室

活動内容：①古文書のデジタル撮影、②江戸時代以降のくずし字解読（翻刻作成）、③資料の修復（しわのばし・糊づけ等）、④新聞検索（各紙から三木に関する記事を選別）、⑤古文書現物からの目録作成、⑥パソコンでの目録データ入力

市史編さんだより 第18号（令和7年5月31日発行）

編集発行：三木市総務部 市史編さん室

連絡先：〒673-0432 兵庫県三木市上の丸町4-5 みき歴史資料館2階 電話 0794-83-1120 / FAX 0794-83-1190

ホームページURL：<https://www.city.miki.jp/soshiki/9/>

(公印省略)
三環政第135号
令和7年9月1日

各区長 様

三木市環境政策課
課長 石川 孔明

生ごみ処理機等購入補助事業周知チラシの回覧について
(依頼)

初秋の候、貴職におかれましてはますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃は、本市環境行政につきまして、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、ごみの焼却処分の際に発生する二酸化炭素の発生抑制による地球温暖化防止をはじめとした、脱炭素につながる運動「デコ活」推進の一環として、生ごみの資源化を促し、ごみ減量化を図るため、生ごみ乾燥機やコンポストを購入した費用の一部について補助（上限3万円）する生ごみ処理機等購入補助事業に取り組んでいます。

つきましては、御多用中お手数をお掛けしますが、別添のチラシを貴地区内で回覧の上、制度の周知に御協力くださるよう御依頼申し上げます。

記

- | | |
|--------|--|
| 1 送付物 | 別添のとおり |
| 2 送付部数 | 貴地区の回覧部数 |
| 2 問合せ先 | 市民生活部環境政策課（担当：猪口、小林、丹田）
電話：0794-82-2000（内線：2378、2363） |

回覧

令和 7 年 9 月 1 日

各 位

生ごみ処理機等購入補助事業について（ご案内）

ごみの焼却処分の際に発生する二酸化炭素の発生抑制による地球温暖化防止をはじめとした、脱炭素につながる運動「デコ活」推進の一環として、生ごみの資源化を促し、ごみ減量化を図るため、生ごみ乾燥機やコンポストを購入した費用の一部について補助（上限 3 万円）する生ごみ処理機等購入補助事業を実施しています。

ぜひ、市内の「デコ活」の推進の取り組みに御協力いただき、補助金について御申請くださいますよう御案内いたします。

【問合せ先】

三木市市民生活部環境政策課

担当：猪口、小林、丹田

電話：0794-82-2000（内線 2378、2363）

まだまだ申請受付中！

三 木 市

生ごみ処理機器等購入補助金

市では市内全域から出るごみの縮減に取り組んでいます。

家庭から出る生ごみの約80%は水分です。

生ごみ処理機やコンポストを利用して、ごみに含まれる水分を減らし、
または堆肥として再利用することで、ごみを減らしましょう！

補 助 額

●購入額の50%を補助（上限3万円）

※ 送料、クーポン割引、ポイント利用分は、対象外です。

※ 申請期間内でも、予算枠に到達した時点で受付を終了する場合があります。

購入
期間

令和7年6月1日(日)



令和7年12月31日(水)

申請
期間

令和7年6月2日(月)



令和8年2月27日(金)

生ごみ処理機器を使うとこんなメリットが…

- ▶ 臭いを軽減できる
- ▶ ごみの量を減らせる(ごみ袋の節約にも)
- ▶ ごみ出しが楽になる



その他詳しい条件等は
裏面をご覧ください。



事業に関する市ホーム
ページはこちら

対象機器等

機器等の種類

生ごみ乾燥機
※電化製品です



コンポスト容器



1世帯又は1事業所につき、コンポスト容器及び生ごみ処理機のそれぞれ1基までの申請をすることができます。

申請チェックリスト

申請時の確認事項

☐ 三木市に住民登録があり、現に居住していること

☐ 三木市に住所及び主たる事業所を有する個人事業主又は市内に本店を有する法人であって、市内で事業を営んでいること

☐ 市税を滞納していないこと

☐ 中古品でないこと

☐ 令和7年6月1日から令和7年12月31日までの期間に、三木市内の実店舗で購入していること

申請時の添付書類

☐ 領収書の写し ※納品書は不可
(購入日、購入費用、機器の種類・名称、販売店の名称・所在地が記載されていること)

☐ 振込先金融機関の通帳等の写し
(銀行名、支店名、口座番号、名義人の分かるページであること)

申請書に必要書類を添付し、郵送又は窓口を持参してください。



2050年カーボンニュートラル及び2030年度削減目標の実現に向けて、国民・消費者の行動変容、ライフスタイル転換を後押しするための国民運動のこと

お問い合わせ先 三木市 環境政策課 生活環境係 TEL: 82-2000

(公 印 省 略)
三人第 1 1 9 号
令和 7 年 9 月 1 日

各区長 様

三木市人権推進課
課長 藤田 英子

令和 7 年度人権フォーラムのチラシの回覧について（依頼）

初秋の候、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃は、隣保館事業に格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、総合隣保館では、発表者の経験や想いにふれ、身近な人権について考えるきっかけづくりの一環として別紙チラシのとおり人権フォーラムを開催いたします。

つきましては、多数の方にご来館いただきたく、お手数をおかけしますが、チラシの回覧についてご協力をお願いいたします。

記

- | | |
|-----------|--|
| 1 配 布 物 | 「人権フォーラム」のチラシ |
| 2 問 合 せ 先 | 三木市立総合隣保館 担当：福寄、大坪
〒673-0501 三木市志染町吉田 8 2 3
電話：8 2－8 3 8 8 FAX：8 2－8 6 5 8 |

(公 印 省 略)
三人第 1 1 9 号
令和 7 年 9 月 1 日

各区長 様

三木市人権推進課
課長 藤田 英子

令和 7 年度人権フォーラムのチラシの配布について（依頼）

初秋の候、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃は、隣保館事業に格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、総合隣保館では、発表者の経験や想いにふれ、身近な人権について考えるきっかけづくりの一環として別紙チラシのとおり人権フォーラムを開催いたします。

つきましては、多数の方にご来館いただきたく、お手数をおかけしますが、チラシの配布についてご協力をお願いいたします。

記

- | | |
|-----------|--|
| 1 配 布 物 | 「人権フォーラム」のチラシ |
| 2 問 合 せ 先 | 三木市立総合隣保館 担当：福寄、大坪
〒673-0501 三木市志染町吉田 8 2 3
電話：8 2－8 3 8 8 FAX：8 2－8 6 5 8 |

令和7 (2025) 年度人権フォーラム ～わたしのひとこと～

主催：三木市立総合隣保館

次のとおり「人権フォーラム～わたしのひとこと～」を開催いたします。

この集いは、同和問題をはじめとする人権問題について、身近な方から経験や想いを発表していただくことにより、人権問題について認識を深め合うものです。お誘い合わせのうえ、多数ご参加いただきますようご案内申し上げます。

日 時・会 場	発表者（敬称略）	テ ー マ
10月21日(火) 午後7時00分 ～ 午後8時15分 三木市立総合隣保館 大会議室	自由が丘東小学校5年 白根カイオ 遥翔	作文朗読 人とのちがい
	自由が丘東小学校PTA 渡邊 令奈	作文朗読 お母さん、大好き
	みどりほっとクラブ代表 堤 憲昭	認知症介護に思う 悩ましき異性介 助、バスタオル1枚の配慮を
	別所中学校 教諭 山田 里美	あすなろ学級 別所中学校の取組
10月24日(金) 午後7時00分 ～ 午後8時15分 吉川町公民館 大ホール	口吉川小学校4年 高橋 和馬	作文朗読 ぼくのこと
	三木市職員 白髭 義之	障がいと私
	ミャンマー出身 看護補助者 ネ チ カイ	ミャンマーと日本の違いについて感じ たこと
	みきジュニア防災クラブ代表 日本防災士機構 防災士 又吉 健二	「つなぐ いのち」
10月28日(火) 午後7時00分 ～ 午後8時15分 三木市立総合隣保館 大会議室	三木市立中央図書館 永徳 市朗	「ろうあ者が岩登りはダメ」という差別
	ペルー出身 日本語学校の留学生 ルイス・エバ	ペルーから来て、「ちがう」と感じたわた しのストーリー
	NPO 法人ほっぺ理事長 大森 奈津子	子どもと地域をつなぐまちづくり

※会場の駐車場は台数に限りがありますので、できるだけ乗り合わせでお越しください。

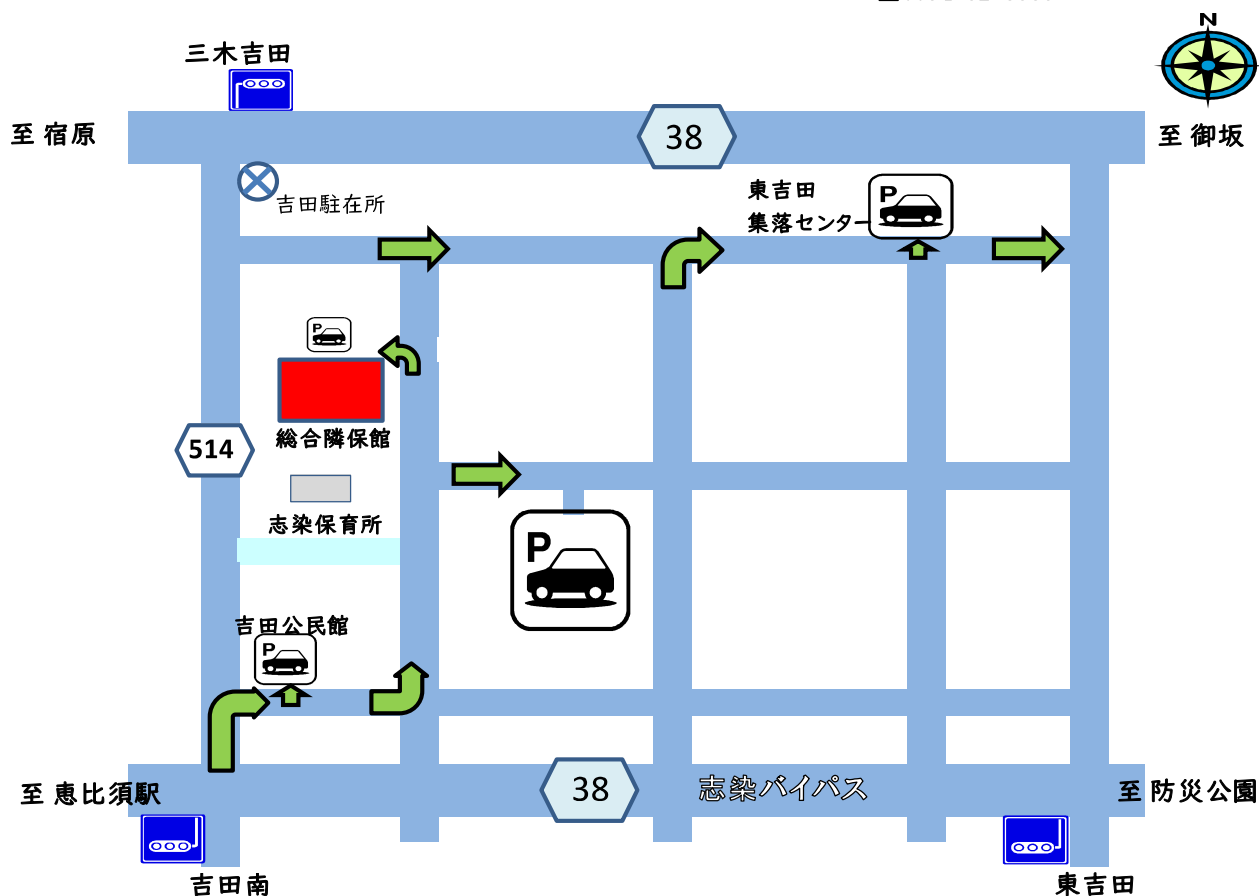
※発表者やテーマ等は予定であり、当日変更になる場合があります。

〈問い合わせ先〉

市民生活部人権推進課（総合隣保館） 電話 0794-82-8388

総合隣保館及び周辺駐車場位置図

住所：三木市志染町吉田 823
☎0794-82-8388

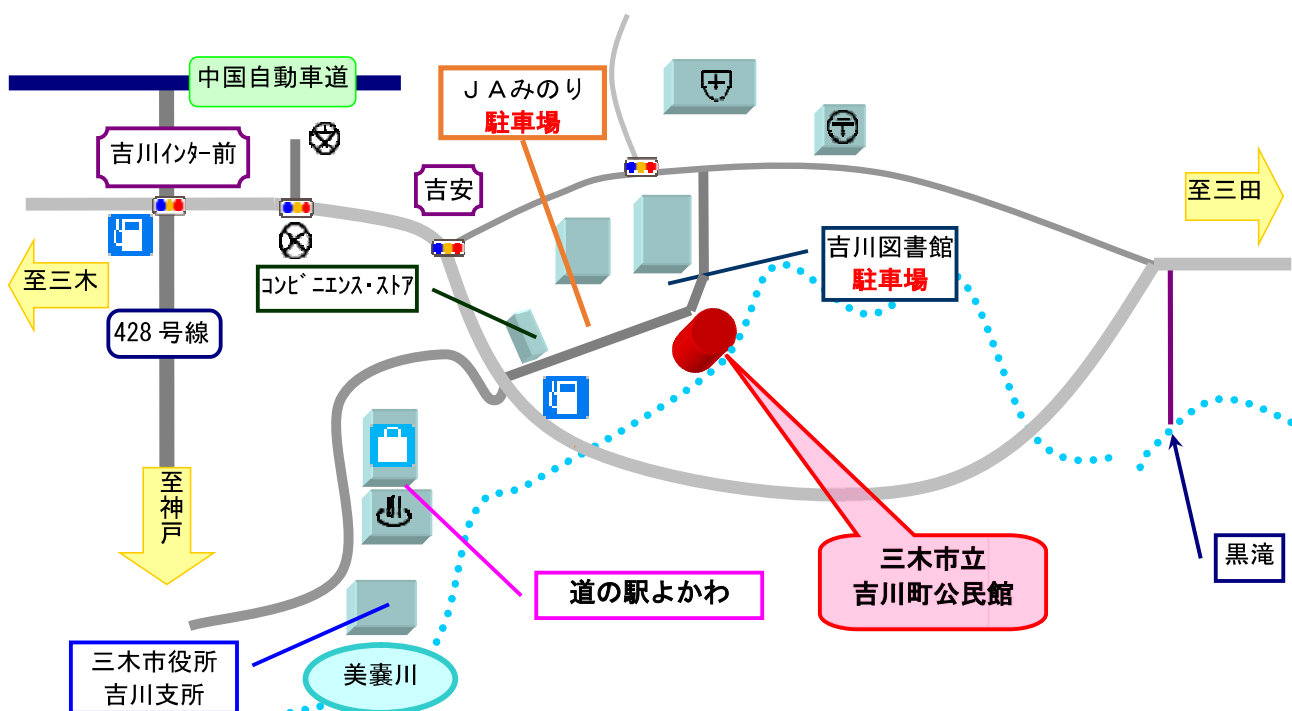


- 周辺は暗いので気をつけてお越しください。
お車でお越しの方は、危険回避のため地図の矢印のとおり一方通行にご協力をお願いします。
また、誘導員の指示に従ってください。

吉川町公民館及び駐車場位置図

住所：三木市吉川町吉安 246
☎0794-72-1577

- 吉川図書館、JAみのりの駐車場を利用してください。



三商第100号
令和7年9月1日

各 区 長 様

三木市商工振興課
課長 能出 真一

令和7年度合同就職面接会チラシの回覧について(依頼)

初秋の候、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
平素は、商工行政につきまして、格別のご理解とご協力を
賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、合同就職面接会のチラシの全戸回覧について、お忙
しいところお手数をお掛けしますが、ご協力いただきますよ
うお願いいたします。

記

- 1 送 付 物 「合同就職面接会の開催について（お知らせ）」
- 2 送付部数 貴地区の回覧部数
- 3 問合せ先 三木市商工振興課商業労政係
TEL:0794-82-2000（内線 2236）

回覧

各 位

三木市商工振興課長

令和 7 年度合同就職面接会の開催について(お知らせ)

初秋の候、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
平素は、商工行政につきまして、格別のご理解とご協力を賜り、
厚くお礼申し上げます。
三木市では、合同就職面接会を年 2 回開催しており、求職者の就
職支援を行っております。
ぜひ、合同就職面接会にご参加くださいますようお願いいたしま
す。

記

1 添付資料 「合同就職面接会 チラシ」

三木市商工振興課商業労政係
TEL:0794-82-2000(内線 2236)
FAX:0794-82-9728

新規学卒者・一般求職者対象

合同就職面接会

令和7年

参加無料・予約不要
入退場自由

10/2(木)

13:30～15:30

※入場・面接受付は15:00まで



会場

三木市立青山公民館

三木市志染町青山 3 丁目 15-2
※無料駐車場あり

対象

一般求職者

正社員・パート等の仕事をお探しの方

新規学卒者

・大学、短期大学、高等専門学校、専門学校等
令和8年3月卒業予定者

※企業説明・業界研究についてのみ

・大学、短期大学、高等専門学校、専門学校等
令和8年4月以降卒業予定者

お問い合わせ先

三木商工会議所

TEL.0794-82-3190

公共交通機関からのアクセスも安心！

神戸電鉄 緑が丘駅を下車

若年者
バス代の補助あり

↓ 徒歩 2 分

神姫バス 緑が丘駅バス停から乗車

↓ 緑が丘駅(2番) から 青山公民館 下車
13:12 発 13:23 発 ~約15分~
↓ 緑が丘駅(4番) から 三木北高校前 下車
12:53 発 13:23 発 ~約5分~

神姫バス 青山公民館/三木北高校前バス停を下車

↓ 徒歩0~3分



三木北高校前バス停から 3 分

三木市立青山公民館

若年者(40歳未満)の就職活動を応援！

バス代を補助します！※条件付き

詳細は三木商工会議所ホームページをご確認ください



参加企業等詳細情報は、ホームページでも公開中です！

<https://www.mikicci.or.jp/job/>

※面接をご希望の方は、履歴書を必要部数ご持参ください。(複数社面接を希望する場合)

※企業により採用予定のない分野もありますので詳細は会場でご確認ください。

↓ CHECK !



共催

・三木商工会議所 ・ハローワーク西神 ・三木市 ・吉川町商工会 ・三木地域雇用開発協会 ・北播磨県民局

留意事項

- ・会場内は靴のままのご入場はできません。できるだけ上履きをご持参くださいますようお願いいたします。
- ・希望者多数の場合は、時間内にご希望の企業との面接が行えない場合がございますので、時間に余裕をもって越しください。
- ・当日に発熱があるなど、体調がすぐれない方は参加をご遠慮ください。
- ・諸般の事情により、面接会が中止となる場合には三木商工会議所ホームページにてお知らせいたしますのでご確認の上ご来場ください。

(公 印 省 略)
三 消 第 4 2 3 号
令 和 7 年 9 月 1 日

各 区 長 様

三木市消防長

大 東 成 吉

救急安心センターひょうご「^{シャープナナイチイチキュー} # 7 1 1 9」事業の開始
について（協力依頼）

初秋の候、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、消防行政の推進につきまして、格別の御配意を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和7年7月11日から兵庫県全域において、市民が「救急車を呼んだ方がよいか」など、判断に迷った時に、24時間いつでも相談員による救急医療相談・医療機関案内を受けられる救急安心センターひょうご「# 7 1 1 9」の事業が開始されました。

つきましては、広報用リーフレットを配布しますので、住民の皆様に周知していただきますようお願い申し上げます。

三木市消防本部救急救助課
担当：西村・梶岡
TEL: (0794) 89-0173
FAX: (0794) 89-0174

回覧

令和7年9月1日

各 位

三木市消防長

大 東 成 吉

救急安心センターひょうご「シャープナナイチイチキュー # 7 1 1 9」事業の開始
について（ご案内）

初秋の候、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、消防行政の推進につきまして、格別の御配意を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和7年7月11日から兵庫県全域において、市民が「救急車を呼んだ方がよいか」など、判断に迷った時に、24時間いつでも相談員による救急医療相談・医療機関案内を受けられる救急安心センターひょうご「# 7 1 1 9」の事業が開始されました。

つきましては、別添リーフレットをご確認いただき、皆様への安心・安全のため、救急車の適正利用のため# 7 1 1 9の周知について、御理解・御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

三木市消防本部救急救助課

担当：西村・梶岡

TEL: (0794) 89-0173

FAX: (0794) 89-0174

急な病気やケガ…

行ったほうがいい
病院に?

呼ぶべき
救急車を?

迷ったら…

どうしよう…

救急医療相談・医療機関案内ダイヤル

24時間
365日対応

救急安心センターひょうご

シャープ

ナナ

イチ

イチ

キュー

#

7

1

1

9

救急車を呼ぶべきか迷った時や、どの医療機関をいつ受診すればよいかわからない時に、24時間いつでも相談を受け付ける短縮ダイヤルです。

直通ダイヤル **078-331-7119**

※IP電話及び市外局番が06または072の固定電話等からは、直通ダイヤルにおかけください。



©兵庫県2007

救急医療相談

緊急性や受診の必要性についてアドバイス

医療機関案内

受診可能な医療機関の案内

2025年7月11日(午前9時)から 兵庫県全域で **#7119** が利用できます

救急安心センターひょうご運営委員会 (構成: 兵庫県と県内全ての市町)

たとえばこんなとき

■ 熱が下がらない ■ 急にお腹が痛くなった ■ 夜中にけがをしてしまった

相談の流れ

#7119 に電話する



※回線が混雑しているときはガイダンスに従いそのまましばらくお待ちください。

救急医療相談

医療機関案内

相談員が対応

(看護師 または 救急救命士)

- 病気やけがの状態を把握
- 緊急性について判断



受診できる医療機関を案内

- 受診する
タイミングを
アドバイス



緊急性が
高くない場合

119番を案内



- 特に緊急度が高い場合は
そのまま119番へ電話転送

※自治体によってはご自身で119番へ
かけていただく必要があります。

緊急性が
高い場合

- ・服薬や現在通院している病院での治療方針、介護・健康・育児に関する相談は対象外です。
- ・救急医療相談を希望される場合、相談対象者がお近くにいない状況での電話には対応できません。
- ・聴覚や発話に困難のある方は電話リレーサービスをお使いいただけます。
- ・相談料は無料ですが、通話料は相談者負担です。

救うことが
できる命を
守るために



©兵庫県2007

#7119をご活用いただき、地域の限られた医療資源である救急車の適正利用にご協力ください。

救急車の出動件数は年々増加し、現場到着までの時間が大幅に延びています。しかし、救急車が搬送した人のおよそ半数は「軽症」です。

このまま救急出動が増え続けると、重症の方への対応が手遅れになり、助かるはずの命が助からなくなります。救急車の適正な利用にご協力いただき、救急車を呼ぶべきか判断に迷ったときは#7119をご活用ください。

救急医療相談は、看護師等による医療機関受診のためのアドバイス提供を目的としたサービスです。



緊急を要すると思ったら119番に電話してください。